

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書の訂正報告書

【提出先】 東海財務局長

【提出日】 平成27年 8 月 4 日

【会社名】 愛知電機株式会社

【英訳名】 AICHI ELECTRIC CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 佐 藤 徹

【本店の所在の場所】 愛知県春日井市愛知町 1 番地

【電話番号】 ( 0568 ) 31 - 1111 ( 代表 )

【事務連絡者氏名】 経営企画部副部長 磯 部 紀 守

【最寄りの連絡場所】 愛知県春日井市愛知町 1 番地

【電話番号】 ( 0568 ) 31 - 1111 ( 代表 )

【事務連絡者氏名】 経営企画部副部長 磯 部 紀 守

【縦覧に供する場所】 愛知電機株式会社 東京支社  
( 東京都中央区入船三丁目10番 9 号 )

愛知電機株式会社 関西支社  
( 大阪市北区曽根崎一丁目 2 番 6 号 )

株式会社名古屋証券取引所  
( 名古屋市中区栄三丁目 8 番20号 )

1 【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

平成27年6月29日に提出した臨時報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため、臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

2 報告内容

(3) 決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

3 【訂正箇所】

訂正箇所は、\_\_\_\_（下線）を付して表示しております。

(訂正前)

2 【報告内容】

(3) 決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案	36,354	176	0	(注) 1	可決 99.52
第2号議案				(注) 2	
天野 望	36,273	257	0		可決 99.30
安藤 誠	36,310	220	0		可決 99.40
小野 輝男	36,325	205	0		可決 99.44
加藤 忍	36,307	223	0		可決 99.39
加藤 龍義	36,310	220	0		可決 99.40
佐藤 徹	36,331	199	0		可決 99.46
永田 徹	36,310	220	0		可決 99.40
西見 敏男	36,325	205	0		可決 99.44
野々村勝巳	36,325	205	0		可決 99.44
細江 秀喜	36,310	220	0		可決 99.40
矢野 洋	36,325	205	0		可決 99.44
第3号議案				(注) 3	
富田 秀隆	32,946	3,584	0		可決 90.19
堀 雅寿	36,450	80	0		可決 99.78
山田 誠	36,461	69	0		可決 99.81

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(訂正後)

2【報告内容】

(3) 決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案	36,354	176	0	(注)1	可決 99.52
第2号議案				(注)2	
天野 望	36,273	257	0		可決 99.30
安藤 誠	36,310	220	0		可決 99.40
小野 輝男	36,325	205	0		可決 99.44
加藤 忍	36,307	223	0		可決 99.39
加藤 龍義	36,310	220	0		可決 99.40
佐藤 徹	36,331	199	0		可決 99.46
永田 徹	36,310	220	0		可決 99.40
西見 敏男	36,325	205	0		可決 99.44
野々村勝巳	36,325	205	0		可決 99.44
細江 秀喜	36,310	220	0		可決 99.40
矢野 洋	36,325	205	0		可決 99.44
第3号議案				(注)2	
富田 秀隆	32,946	3,584	0		可決 90.19
堀 雅寿	36,450	80	0		可決 99.78
山田 誠	36,461	69	0		可決 99.81

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。